

●香川県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年12月21日から平成31年1月18日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺大野原線（24号）
- 3 道路の区域

| 区 間   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                          |
|---|-----------------|---------------|------------------------------|
| 三豊市高瀬町羽方字長谷口963<br>番1地先から<br>三豊市高瀬町羽方字田井758番<br>1地先まで | 13.5~45.1       | 440           | 平成25年香川県告示第97号で<br>変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成30年12月21日